

## 第908回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成30年7月12日(木)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長, 伊藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員

### 4 説明のため出席した者

高橋教育次長, 松本教育次長, 布田総務課長, 佐々木教育企画室長, 佐藤福利課長,  
中村教職員課長, 奥山義務教育課長, 伊藤高校教育課長, 目黒特別支援教育課長,  
相馬施設整備課長, 駒木スポーツ健康課長, 小野寺生涯学習課長, 佐藤文化財課副参事 外

5 開 会 午後1時30分

### 6 第907回教育委員会会議録の承認について

高橋教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第908回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

高橋教育長 奈須野委員及び千木良委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 6 議事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について

高橋教育長 6 議事の第1号議案及び第2号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については, 秘密会とする。

秘密会とする案件には, 本日速やかに処理することが必要なものがあるので, 先に審議することとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

## 9 教育長報告

(1) 「教科用図書の採択に係る請願について(回答)」に係る請願」への対応について

(説明者: 高橋教育次長)

「教科用図書の採択に係る請願について(回答)」に係る請願」への対応について, 御説明申し上げます。

資料は, 1ページから2ページである。この請願は, 宮城県教職員組合など8者から連名で提出されたもので, 県立学校で使用する教科用図書を採択するまでの過程において, 非公開で開催された教科用図書の採択を決定する教育委員会の会議を公開することを求めて, 平成29年12月20日付けで同団体から提出された請願に対する平成30年2月27日の本教育委員会からの回答について, さらに具体的な説明を求めて提出されたものである。

はじめに, 請願項目1については, 前回の回答の中の「教科用図書採択にあたっては, これまでも, 様々な考えをもつ個人や団体等から, 自身の思想信条に基づいた不当な働きかけ, 更には採択結果に対する抗議などが全国的に行われ, 本県においても同様の事例が見られた」という回答部分に対して, 具体的な事実の説明を求めているものである。具体的事実としては, 平成17年3月4日の参議院予算委員会において山谷

えり子委員より、「決まったことが妨害されたり、火を付けるぞと教育委員が脅されたり、もう二度と今年はそういうことが起きないよう静ひつな環境でできるようにしていただきたい」といった発言があり、また、平成17年7月20日の衆議院文部科学委員会においては、長島昭久委員より、「四年前も、杉並区の教育委員の自宅にカミソリの刃が送られてきたり、あるいは新しい歴史教科書をつくる会の事務局が過激派によって放火されたり、こういうことが続発している」といった発言がなされている。また、本県においても平成27年8月23日に、当時現職の宮城県議会議員のインターネットブログにおいて「県教委の「歴史を語る資格もない」輩については、情報開示で氏名を含めて明らかにし、社会的に追放することが必要と断じざるを得ない。」との投稿があった。

次に、請願項目2については、前回の回答における「率直な意見交換や意思決定の中立性が阻害される懸念」という回答部分に対して、公開できないとする「懸念」の具体的な説明を求めているものである。非公開の決定については、只今説明した具体的事実を踏まえ、各教育委員が率直な意見交換や意思決定の中立性が阻害される「懸念」があると判断し、教育委員会において法令の規定に基づき決定されたものである。以上の内容で、請願者に対して回答したいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

## (2) 「宮城県教科用図書選定審議会に係る請願について(回答)」に係る請願」への対応について

(説明者：松本教育次長)

「宮城県教科用図書選定審議会に係る請願について(回答)」に係る請願」への対応について」御説明申し上げます。資料は3ページから5ページである。

この請願は、宮城県教職員組合から提出されたものである。平成29年12月20日付けで同団体から提出された請願に対する平成30年2月27日の本教育委員会からの回答について、審議会の責任において再度回答することを求めて提出されたものである。平成29年12月20日付けの請願では、宮城県教科用図書選定審議会を公開の場で行うこと、議事録において発言者の氏名を明らかにすること、別冊の選定資料を作成しないこと、審議会委員に前もって教科書を配布すること、審議会において保護者等の意見が反映される配慮を行うこと等を求めた内容である。なお、本請願については、審議会の委員代表等にお伝えし、御意見を伺い、その結果を踏まえて回答することとしている。

はじめに、請願項目1であるが、教科用図書選定審議会を公開の場で行うこと、また非公開とする場合は、その理由について議論した上で決定することを求めているものである。附属機関の会議については、情報公開条例により原則公開で行うとされているが、審議内容によって審議会の決定を経て、非公開の会議とすることができることが規定されている。本審議会においては、各教科用図書の採択基準等に係る審議を行うので、公開にした場合には委員個人に様々な立場の方々からの働きかけが可能となり、委員の率直な意見交換に基づく公正かつ円滑な審議会の運営を阻害する要因となかなかねない。公開・非公開の決定に際し、委員長から事務局案を求められた場合、只今申し上げた理由から非公開が適当との事務局案を提示しており、それを踏まえ、審議会が会議の非公開を決定しているものである。

次に、請願項目2であるが、今年度以降の議事録において発言者の氏名を最初から明らかにすることを求めているものである。このことについては、一般的な公表と情報公開条例に基づく開示請求による公表については、分けて考えている。本審議会において、自由な意見交換を保障するため、将来にわたって不当な圧力や働き掛けが起こらないように配慮することが不可欠であることから、氏名を議事録で明らかにすることは、困難であると考えている。

次に、請願項目3(1)であるが、別冊の選定資料を作成しないことを求めているものである。審議会では、各採択地区において公正かつ公平な採択が行われるよう、選定に必要な資料を作成しているが、例えば、道徳については初めての教科書採択であり、このように採択地区において客観的かつ容易に記載内容等について比較対照できる資料が必要であると判断し、「別冊」を作成しているものである。

次に、(2)であるが、「別冊」の選定資料を作成する場合は、特定の項目の網掛けや項目数・総時間数のカウントは行わないことを求めるものである。このことについては、特定の項目の網掛けは行っていないが、

各教科書の特徴を捉える上で、内容項目の取り上げ方については、各採択地区において参考になるものと考え一覽にして示している。

次に、(3)であるが、選定資料を作成した専門委員以外の審議委員に前もって全教科書会社の教科書を渡し、委員は教科書を読んだ上で審議会に参加することを求めるものである。このことについては、審議会の委員は20名で構成されており、県教育委員会に送付される教科書見本は15セットとなっており、委員全員に貸与することは物理的に不可能な状況にある。なお、今年度については、第2回審議会の前に委員の皆さまに教科書を閲覽していただく時間を取るなどの工夫を図ったところである。

次に、(4)であるが、審議会委員の構成についてPTA連合会や協議会から委員を入れるほかにも、保護者等の意見が反映される配慮を行うことを求めるものである。審議会の委員構成は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条に列記されており、また、平成14年7月31日に教科用図書検定調査審議会により「教科書制度の改善について(検討のまとめ)」を示されるなど、教科用図書選定審議会等への保護者の参画の促進が必要とされていることから、本県においては、宮城県PTA連合会、仙台市PTA協議会のほか、宮城県手をつなぐ育成会の代表者に審議会委員を委嘱して、保護者等の立場から採択基準等に係る意見を伺っているところである。また、仙台市をはじめとする県内8つの採択地区の採択事務担当者を対象に開催した教科用図書採択事務担当者会議において、採択に当たっては多くの保護者等の意見を聞くなど、公正性と透明性を確保するよう促している。以上の内容で、請願者に対して回答したいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

高 橋 教 育 長 審議会の代表の方にもこの考え方を説明した上で、回答するものである。

### (3) 「宮城県高等学校入学者選抜試験」制度に対する請願」への対応について

(説明者：松本教育次長)

「宮城県高等学校入学者選抜試験」制度に対する請願」への対応について、御説明申し上げる。資料は、6ページである。

この請願は、宮城県教職員組合から提出されたもので、現行入試制度の改善と新入試制度の特色選抜の見直しを求めるものである。

まず、請願事項1「現行入試制度について」のうち、「(1) 中学校の既習内容から外れた問題が出題されることがないように、試験問題の吟味を十分に行うこと」についてであるが、学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている目標や内容を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、思考力、判断力、表現力及び知識・理解等を総合的にみることをねらいとして、各教科とも履修学年や分野・領域・難易度のバランス、問題の分量について配慮し、受験生の多様な力を的確にとらえることができるよう工夫して作成している。

次に、「(2) 前期試験の受験条件の評定平均から、1年生の評定値を外すこと」についてであるが、前期選抜においては、各高校の特色に応じて出願条件を設定し、学力検査の結果だけではなく、中学校3年間の学習成果や特別活動の実績等も含めて、受験生の多様な資質・能力や適性等を多面的に評価して選抜している。このような観点から、中学1年生の活動の評定を外すことは適切ではないと考えている。

次に、「(3) インフルエンザ等体調不良時の救済措置として、別日程での追試を検討すること」についてであるが、現行の入試制度においては、前期及び後期の2回の受験機会を設定していること、及びそれぞれの検査日当日にも別室受験ができるよう配慮を行っていることから、さらに別日程の追試を実施することは考えていない。

次に、「(4) 入試事務に係る4点についてのうち、出願及び合格通知について」であるが、高校入試は、中学校、高等学校の双方の教員が、保護者の協力も得ながら、それぞれの立場で万全を期し、確実に行われるべきものと考えており、このような観点から、現在の方法を継続すべきと考えている。また、「発送等にかかる費用は高校側が負担すべき」とのことについては、受益者負担の観点から出願する側において負担することが妥当であると考えており、現在の方法を継続すべきと考えている。

次に、請願事項2「新入試制度、特に特色選抜の見直し」のうち、(1)及び(2)についてであるが、新しい入学者選抜制度では、高校が求める生徒像をあらかじめ公表することで、高校の特色が明確化され、中学生の主体的な進路選択に役立つとともに、特色選抜においては、中学校3年間の学習成果や特別活動の実績等も含めて、受験生の多様な資質・能力や適性等を多面的に評価することで、中学校生活の充実につながるものと考えている。このことから、特色選抜はすべての公立高校において実施することとし、募集割合については学科の特性等を踏まえ、定められた範囲の中で各高校の判断で設定できることとする。

次に、「(3)特色選抜の審査対象の範囲について」であるが、このことについては各学校の特色に応じて適切に定めていきたいと考えている。

次に、「(4)特記事項の取扱について」であるが、特色選抜は、学力検査点、調査書点、作文等の評価の合計点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的な審査をすることとしており、公正・公平に行われるものと考えている。

次に、「(5)面接の点数の割合について」であるが、面接については、各学校があらかじめ示す観点により評価するなど、公正・公平に行われるものと考えている。以上の内容で、請願者に対して回答したいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

#### (4)「過大過密状況を解消するために支援学校の増設を求める請願」への対応について

(説明者：松本教育次長)

「過大過密状態を解消するために支援学校の増設を求める請願への対応について」御説明申し上げます。資料は7ページである。

この請願は、宮城県高等学校・障害児学校教職員組合の執行委員長及び障害児学校部長から連名で提出され、過大過密状態を解決するために、仙台市内に知的障害特別支援学校の増設を求めるものである。請願者の主な主張は、平成30年3月に策定した「第2期県立特別支援学校教育環境整備計画」において、本県が進めることとしている仙台市太白区秋保地区への特別支援学校の規模が適切ではないこと、また、県立高校の余剰教室等を活用した分校設置による対応は、教育条件の低下を招く等の理由で適当な施策ではないことから、仙台市内に適正な規模の特別支援学校を県が計画する学校のほかに、少なくとも2校の新設を求めるものである。

文部科学省では、特別支援学校の施設・設備について、「在籍する児童生徒の障害の状態に応じ、必要となる施設や設備が様々であること等から、その施設や設備について一律の基準を設けることは困難である」として、設置基準を定めていない。全国的に見ると、児童生徒数が200人を超える特別支援学校は200校あり、今回計画している仙台市秋保地区への新設校の規模についても、過大であると考えていない。

また、県立高校の余剰教室等の活用による分校設置については、平成28年度に設置した岩沼高等学園川崎キャンパスの運営状況から、適切かつ効果的な手法の一つだと考えている。以上の内容で、請願者に対して回答したいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

## 10 課長等報告

### (1)平成30年度「みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム」の開催について

(説明者：義務教育課長)

「平成30年度「みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム」の開催について」御説明申し上げます。資料は1ページである。

「みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム」は7年目を迎え、今年度は中学生を対象に開催することとしている。「1」にあるとおり、生徒一人一人のいじめへの理解を深め、いじめに向かわない心情や態度を育成するため、中学生同士が学校の枠を超えて話し合い、生徒が主体となって各学校で実行に移すこと

ができるいじめ未然防止のアイデアを発信することをねらいとしている。さらに、今年度は、フォーラムで提案された様々なアイデアを、夏休み以降に各校で実践することを大きな目標として実施する。開催日時、会場、参加者については、資料のとおりである。開会行事では、宮城の子供たちに向けた知事のメッセージを映像で流すほか、「宮城からいじめをなくそう～宮城県教育委員会から小・中学生のみなさんへ～」のメッセージを、昨年度同様、出席される委員の皆様に直接読み上げていただきたいと考えている。ワークショップでは、参加する生徒に一班5～6名の編成で21班に分かれてもらい、大学生ファシリテーターの進行のもと、知事や教育委員会委員の皆さんのメッセージを参考に、いじめを生まない、行きたくなる学校づくりに向けて自分たちができることを話し合う。また、県内の小・中学校から募集した「いじめゼロCMコンクール」の表彰式も行う。今年度の応募総数は7月12日現在で、72校76作品となっている。前年度より参加校が21校ほど増加しており、いじめ問題に向き合う学校がさらに多くなっているものと考えている。閉会行事では、著名人からのビデオメッセージを紹介する。今年度は村田町にゆかりのある重量挙げ選手、ロンドンオリンピック銀メダリスト、リオデジャネイロオリンピック銅メダリストの三宅宏美選手と、白石高校出身で村井知事への応援歌「知事」で知られる「ニホンジン」のボーカル担当であるエムサイズ佐久間さんからのメッセージを予定している。

このフォーラムにおいては、生徒が考えた様々なアイデアを共有することができるが、フォーラムの中だけではなく、そのアイデアを基に県内の各中学校が具体的な行動につなげていけるよう働き掛けていくとともに、来年度も中学生を対象にフォーラムを行い、一年間の成果について改めて発表してもらうよう考えている。

あわせて、具体的なアイデアを実践した好事例の情報についても、積極的に県内に発信していきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

高橋教育長 できるだけ多くの報道機関に取材してもらうことにより、県内の様々なところに広報していただきたい。学校だけではなく地域全体で気運を盛り上げていくことが大事であると思う。中学生がこうした取組をすることにより、我が地域の中学校でもこうしたことを行っていくのだということが、保護者や地域の皆様にも広く浸透していただけるような工夫を報道機関の協力を求めながらお願いしたい。

## (2) 平成31年度宮城県公立高等学校入学者選抜について

(説明者：高校教育課長)

現行制度では最後となる「平成31年度宮城県公立高等学校入学者選抜について」御説明申し上げる。資料は、2ページと別冊である。はじめに、資料2ページを御覧願いたい。

「1 募集定員」であるが、5月に報告した県立高等学校の組織編制計画を反映し、全日制課程と定時制課程を合わせて15,520人で、前年比では、40人の減となる。課程別では、全日制課程の定員は14,520人で、石巻工業高等学校機械科で1学級減による40人の減となる。また、定時制課程の定員は、1,000人、通信制課程の定員は、500人で、前年からの増減はない。

次に、「2 日程等」についてであるが、検査実施日が前期選抜は平成31年1月31日、後期選抜は3月6日、第二次募集は3月19日となる。また、実施内容、合格発表については、資料に記載のとおりである。

なお、別冊として入学者選抜一覧をお配りしているが、この冊子には、前期選抜の「出願できる条件」をはじめ、すべての公立高等学校の入試情報を記載している。各中学校や関係機関に送付するとともに、教育委員会のホームページ上でも紹介し、受験校を選択する際の参考としていただくこととしている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊藤委員 今説明があった冊子の送付やホームページ上での公開については、具体的にいつ頃から開始する予定なのか。

高校教育課長 ホームページ上で既に公開している。

### (3) 学校敷地内におけるブロック塀等の安全点検等状況調査結果について

(説明者：施設整備課長)

「学校敷地内におけるブロック塀等の安全点検等状況調査結果について」御説明申し上げる。資料は、3ページから7ページである。はじめに、資料3ページを御覧願いたい。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀倒壊事故を受け、県立学校及び仙台市を除く市町村教育委員会に対して通知した安全点検等状況調査の結果がまとまったので、御報告する。まず、1の調査目的であるが、大阪府北部の地震によるブロック塀倒壊事故を受け、児童生徒等が安心して学校生活をおくれるよう、公立学校敷地内にある組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀（これらを以下ブロック塀という）の安全点検等を実施したものである。

2の調査対象であるが、県立学校88校、市町村立学校466校の計554校で、校種別の内訳は右のかつこに記載のとおりである。

3の調査期間及び4の調査方法であるが、6月21日から6月29日まで、学校職員や市町村職員による目視及び測定により実施した。

5の調査結果であるが、県立学校については、学校敷地内にブロック塀等がある学校が19校で、そのうち現行の建築基準法施行令に適合しないブロック塀等がある学校が6校あった。また、市町村立学校については、学校敷地内にブロック塀等がある学校が41校で、そのうち現行の建築基準法施行令に適合しないブロック塀等がある学校が20校であった。

なお、調査結果の詳細については、資料5ページから7ページに記載のとおりであるので、後ほど御覧願いたい。

6の今後の対応であるが、今回の緊急安全点検の結果を踏まえ、学校敷地内のブロック塀等については、県立学校は原則として全て撤去することとしている。そのうち「現行の建築基準法施行令に適合しないブロック塀等」及び「著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じているブロック塀等」のある11校のブロック塀については、早急に着手し、夏休み中に撤去を完了する予定としている。また、市町村立学校については、市町村教育委員会に対し、建築部局と連携して適切に対応するよう改めて要請することとしている。

なお、今回は緊急の点検ということで実施したが、さらに文部科学省から通知が出ており、点検漏れの有無も含めて、専門的な調査を今月中に行うこととしている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千 木 良 委 員

宮城県沖地震において、ブロック塀の下敷きになって亡くなった子どもが白石市近辺でいたと記憶している。こうした点検がしっかり行われるということと、資料6ページに記載されている調査結果に白石高等学校が記載されており、基準に適合しないブロック塀がまだ残っていたことに意識を新たにしたところである。たとえ点検を行ったとしても想定より大きな地震や直下型の地震が発生することにより完璧な対応はないと思うので、安全をしっかりと確保するとともに、地震だけではなく様々な災害が起こった際に、どのような避難行動を取ればよいか、また実際の避難方法などについて特に子どもの場合は学校の現場で徹底されると良いと思う。このことは大阪府北部を震源とする地震でブロック塀が倒壊したニュースを見た時に思った。

伊 藤 委 員

大阪府北部を震源とする地震の発生から3日後の6月21日から県内でブロック塀の点検調査が始まったことを報道で把握し、とても迅速な対応であったと評価している。点検については、調査結果にあるように、現行の建築基準法に基づいた点検をしているが、現行の建築基準法はいつ改正されたものなのか伺いたい。現状ではこのような災害がいつ発生するか分からず、職員の手当や予算などの問題もあり、定期的な対応は難しいと思う。そうした中で、今後の大災害に備えることが必要であると感じた。夏休み中にブロック塀の撤去を完了する所もあるとの説明があったが、これについても素早い判断であったと思う。市町村教育委員会に対して、適切な対応を要請しているが、要

請後の結果等についても確認することが県教育委員会としての責務であろう。

施設整備課長

建築基準法施行令の条項については、資料4ページに参考として記載している。この条項は昭和53年の宮城県沖地震の発生を踏まえて改正された昭和56年6月1日に施行された基準である。そのうち第62条の8に「補強コンクリートブロック造の塀は」として、一般的なコンクリートブロック塀の基準が記載されており、高さは2.2メートル以下とすること、壁の厚さは15センチメートル以上とすること、長さ3.4メートル以下ごとに径9ミリメートル以上の鉄筋を配置すること、いわゆる控壁は3.4メートル以内の間隔で設けること等が規定されている。これらのことが昭和56年6月の改正で規定されており、それ以前の昭和46年における規定では高さは3メートル以下とされていた。このことから、今の基準に適合しないブロック塀は昭和56年6月以前に作られたものであり、高さが2.2メートルを超えているものや、控壁の間隔が3.4メートルを超えているものが該当する。基準に適合しているブロック塀についても、今後、時間の経過により経年劣化して危険性が発生することもあるので、今回の大阪府で発生した地震を機会に計画的に撤去し他の代替のフェンス等に換えていくことを予定している。

奈須野委員

迅速な対応に敬意を表したい。建築基準法の改正が昭和56年にあったことの説明があったが、最近開校した登米総合産業高等学校の敷地内に現行の基準に適合しないブロック塀があるのはなぜか。

施設整備課長

登米総合産業高等学校は平成27年4月に開校した新しい学校であるが、元々、上沼高等学校の敷地やグラウンド等を活用して開校した学校であり、現在、基準に適合しないブロック塀が残っているのは第2グラウンドにあるものである。

## 1.1 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) English Camp in Miyagi 2018
- (3) 移転20周年記念企画展「ことばのうみ」と振り返る宮城県図書館の20年」
- (4) 東北歴史博物館特別展「タイムスリップ！縄文時代」

## 1.2 次回教育委員会の開催日程について

高橋教育長 次回の定例会は、平成30年8月8日（水）午後1時30分から開会する。

## 1.3 閉会 午後3時05分

平成30年8月8日

署名委員

署名委員